

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和56年8月1日から58年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和56年8月1日、同資格喪失日を58年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を56年8月及び同年9月は9万2,000円、同年10月から57年6月までは8万円、同年7月から58年8月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和58年9月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月頃から58年10月1日まで

B社及びその関連会社であるA社には、昭和56年5月頃から59年5月26日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が、58年10月1日から59年5月27日までの7か月しか無い。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和56年5月頃から58年9月1日までの期間について、
 - i) 申立人は、A社に入社に至った経緯及び入社時期に関して具体的に供述していること、
 - ii) 申立人が自身よりも先に勤務していたとして名前を挙げ

た同僚は、「私は昭和 56 年 1 月頃から A 社に勤務したが、申立人は、私の数か月後から勤務したと思う。」と供述していること、iii) A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、両社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 8 人のうち 6 人を含む。）に照会したところ、回答が得られた 6 人のうち申立人と同職種の 5 人は、いずれも申立人を記憶しており、このうち 2 人は、「私が A 社に勤務していたのは、58 年 9 月 1 日までであった。」と供述しており、当該 2 人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人が A 社における雇用保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 58 年 8 月 20 日）に両人も同被保険者資格を喪失していること、また、58 年 9 月 1 日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたと認められる。

また、当時、A 社の取締役で、現在は同社の事業を継承している C 社の事業主は、「A 社は、正社員については、全員を社会保険に加入させていた。」と回答しているところ、前述の回答が得られた同僚のうち、正社員であったとしている 3 人は、いずれも「申立人は、私と同じ正社員であり、業務内容や勤務状況も同じだった。」と供述している。

さらに、前述の事業主は、「当時、A 社は 3 か月の試用期間が有り、社会保険の加入は試用期間後となる場合があった。」と回答しているところ、前述の同職種の同僚 5 人のうち 4 人は、試用期間があったと供述している上、このうち先述の申立人が自身よりも先に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「3 か月程度の試用期間が有り、その期間は厚生年金保険に未加入で、厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と供述しており、当該同僚は自身の記憶する入社日から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、入社から 3 か月後の昭和 56 年 8 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、58 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同年齢の同職種である同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和 56 年 8 月及び同年 9 月は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 57 年 6 月までは 8 万円、同年 7 月から 58 年 8 月までは 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明としているが、A 社に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記

録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る同保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 8 月から 58 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 56 年 5 月頃から同年 8 月 1 日までの期間については、勤務していたことは認められるものの、前述のとおり、A 社では、3 か月程度の試用期間があったことが認められる上、同僚照会においても、申立人の当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B 社に正社員として勤務していたものと認められる。

また、雇用保険記録により、申立人と同日に A 社における被保険者資格を喪失し、その翌日に B 社において被保険者資格を取得している 7 人（先述の同僚照会で回答を得られた同職種 5 人のうち 4 人を含む。）の厚生年金保険被保険者記録によると、いずれも昭和 58 年 9 月 1 日付けで A 社における同保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで B 社において同保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主及び前述の回答を得られた同僚 5 人から、同じ雇用保険の記録となっている申立人のみが、1 か月後の昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる供述は得られなかった。

以上のことから判断すると、申立人は、前述の 7 人の同僚と同様に、昭和 58 年 9 月 1 日付けで B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 58 年 10 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、C 社が保有する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確

認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和58年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年9月の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務していたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び平成元年6月1日付け給与改定の通知、A病院から提出された同年4月1日付け同病院の臨時的任用通知書及び平成元年度採用者一覧表並びに同病院の回答により、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成元年5月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

昭和58年3月11日にB社に入社し、同社が操業する61年7月までは親会社であるA社で勤務していた。B社が操業した後は、63年8月20日に退職するまで同社で勤務した。

B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年9月1日までの期間は、A社において同保険に加入しており、給与から同保険料も控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人と共にA社からB社に異動したとする同僚が保管する給与支給明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年9月1日までの期間は、親会社である当社において同保険に加入する取扱いであったところ、当時の事務担当者が同保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことが考えられる。」と回答していることから、昭和61年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和61年

7月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は昭和61年8月30日と記載されており、事業主は、申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで

申立期間①は、A市役所で臨時職員として勤務し、監督業務等に従事した。

申立期間②は、B営林署（現在は、C森林管理署）のD事業所で臨時職員として勤務し、補修及び集積業務に従事した。

申立期間③は、E社（現在は、F社）で臨時職員として勤務し、布設業務に従事した。

年金記録を確認したところ、全ての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA市役所に採用された経緯、並びに当時の上司及び従事業務に関する具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「申立人が当市で勤務していたことを確認できる資料は無い。また、当市は昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったため、申立人については、同保険に加入させていないこととなる。」と回答しているところ、事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が当時の上司として名前を挙げた 5 人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「私は、昭和 35 年に A 市役所の正職員となったが、そ

れ以前は同市役所の臨時職員として勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立期間①当時、同人の厚生年金保険被保険者資格は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年12月1日において、同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる19人のうち、生存及び所在が確認できた9人に照会し、6人から回答を得られたところ、自身の採用時期を記憶している5人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より、それぞれ2か月から3年7か月前に採用されたと供述している上、同被保険者資格を取得する前に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、B営林署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録により、申立人が、申立期間②のうち昭和36年5月8日から同年12月10日までの期間において、当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C森林管理署は、「当時の資料を保管していないため、不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、事業所名簿によると、申立期間②当時、当該事業所には、社会保険の適用事業所として、健康保険及び厚生年金保険の両方の適用を受けていた事業所と、健康保険のみの適用を受けていた事業所が存在したことが確認できるところ、申立人の名前は、健康保険のみの適用を受けた事業所に係る被保険者名簿だけに記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、本人が特定できた4人は、被保険者名簿によると、申立人と同様に、健康保険のみの被保険者であったことが確認できる上、これら4人及び同名簿において、申立期間②当時、健康保険のみの被保険者であったことが確認できる者10人の計14人に照会し、10人から回答を得られたところ、複数の同僚は、「当時は、厚生年金保険に加入していなかった。給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、被保険者名簿により、申立期間②中に、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる5人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し、全員から回答を得られたところ、いずれも、「B営林署の本署で勤務する事務職であった。」と回答しており、申立人と同じ業務に従事したとする者は確認できない。

- 3 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、E社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料を保管していないため、申立人の

勤務実態及び厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人は、申立期間③当時、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者資格は確認できない上、このうち一人は、「昭和47年及び48年に、季節雇用者として布設業務に従事し、その頃、同じ季節雇用者であった申立人と、数か月一緒に勤務した。私は49年に正職員となって厚生年金保険に加入したが、正職員となる前は厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、被保険者原票により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた10人に照会し、7人から回答を得られたところ、いずれも、「正職員として勤務していた。」と回答していることから、当該事業所では、正職員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

加えて、被保険者原票において、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。